あきらめないで！クーリング・オフ！

ハガキによるクーリング・オフの記載方法

（裏）

契約解除通知

●契約日　平成○年○月○日
●商品名　○○○○○○○○
●契約額　○○○○○円（税込み）

右の日付の契約を解除します。

平成○年○月○日

住所　○○県○○市○町○番地
氏名　○○　○○

クレジット払いを利用した場合は、ここに「販売会社名」も記載し、クレジット会社にも送付してください。

（表）

切手

○○県○○市○町○番地

○○販売株式会社　御中

クーリング・オフって何？

訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合、一定期間内であれば、契約を無条件で解除できる制度です。既払金は全額返還され、解約料等の支払い義務もありません。

原則としてお店以外の場所で契約した場合に利用できます。ただし、アポイントメントセールスやマルチ商法などは、お店で契約した場合でも可能です。

クーリング・オフできる期間は限られています。契約書面を受け取った日を含めて8日以内（マルチ商法、内職商法は20日以内）に書面で通知します。

※クーリング・オフが出来ない場合もありますので、詳しくは消費生活センター各相談室におたずねください。

1. ハガキ（手紙）に書いて両面をコピー
2. 郵便局から配達記録郵便か簡易書留で送ります
3. ハガキ（手紙）のコピーと郵便局の受領証は大切に保管
4. 契約は、はじめから無かった事になります 支払ったお金があれば、全額返金されます

クレジット払いを利用した場合は、クレジット会社にも同様にはがき（手紙）を送ります
※この場合、契約解除通知の記載内容に「販売会社名」を追加してください。

ひとりで悩まず、あきらめず、消費生活センターに相談を！

クーリング・オフ以外の消費生活に関するご相談もお気軽にご利用ください。 http://www.pref.tottori.lg.jp/shohiseikatsu

〈相談受付時間〉
午前8:30～
午後5:00
（土・日・祝日はお休み）

東部消費生活相談室
〒680-0011 鳥取市東町1丁目271番地（鳥取県庁第二庁舎2階）
TEL(0857)26･7605/7604
FAX(0857)26･8144

中部消費生活相談室
〒682-0816 倉吉市駄経寺町212番地5（倉吉未来中心1階）
TEL(0858)22･3000
FAX(0858)47･6393

西部消費生活相談室
〒683-0043 米子市末広町294番地（米子コンベンションセンター4階）
TEL(0859)34･2648/2668
FAX(0859)34･2670